

関連資料

目次

1. 災害時を中心とした放送の役割関係

- ・ 東日本大震災時に利用したメディアの評価 p 3
- ・ 東日本大震災時の情報収集手段の変化 p 4

2. 放送ネットワークの強靱化関係

- ・ 民間AMラジオ送信所の安全性 p 7
- ・ 民間AMラジオ送信アンテナの問題 p 8
- ・ ラジオ難聴について p 9
- ・ 災害放送の高度化・迅速化の例 p 12
- ・ コミュニティ放送普及への課題 p 14
- ・ 東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況 p 15

3. 経営基盤の強靱化関係

- ・ 民間ラジオの経営状況 p 18
- ・ 最近のラジオに関する事業再編の例 p 26
- ・ 産活法について p 27

4. 自治体との連携強化関係

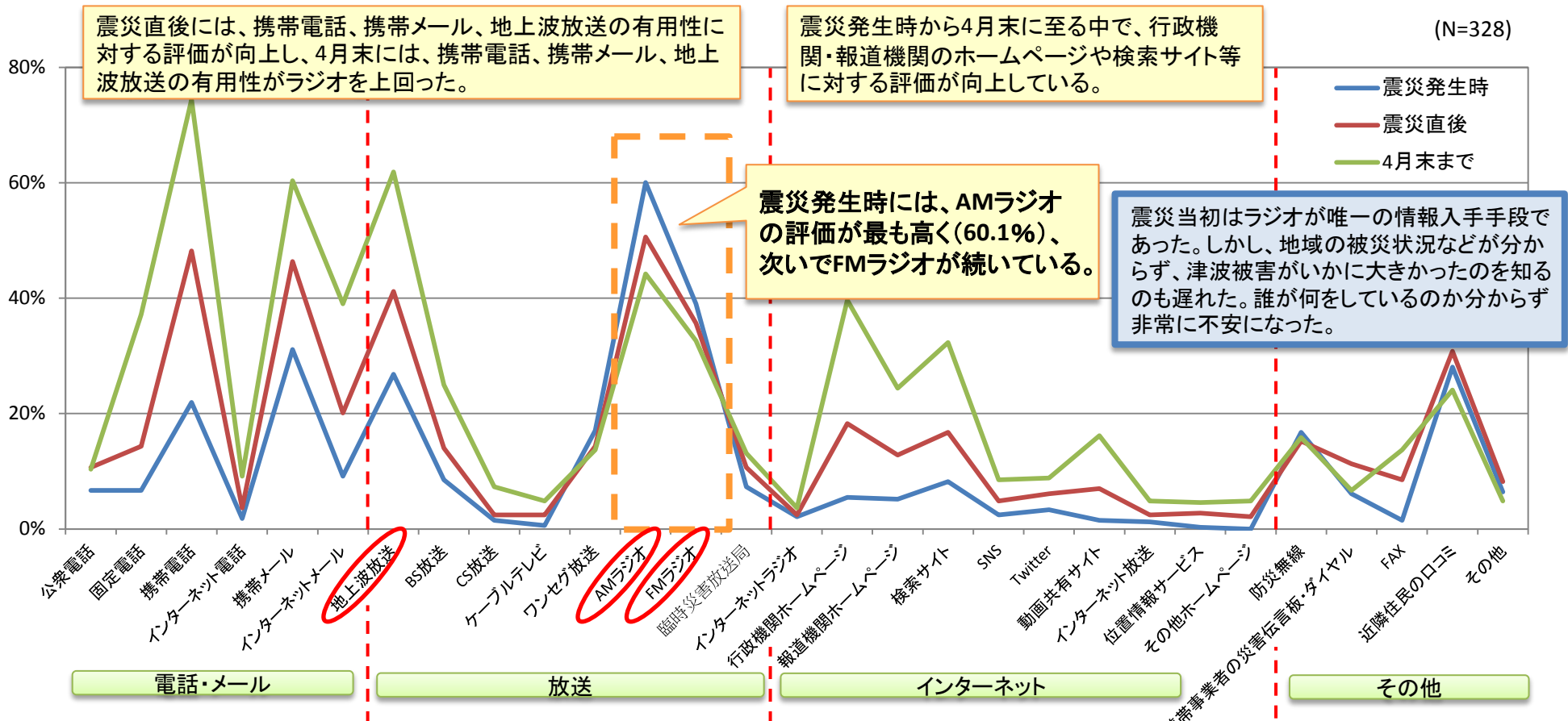
- ・ 民間ラジオによる自治体情報の提供 p 30
- ・ ラジオ難聴対策への自治体の協力 p 31
- ・ 災害時におけるコミュニティ放送、臨時災害放送の活用 . p 32

1. 災害時を中心とした放送の役割関係

東日本大震災時に利用したメディアの評価 (フェースシート分析)

■ 震災発生時は即時性の高いラジオが評価され、震災直後には安否確認等を行うため双方向性を有する携帯電話・メールと、映像を伴う地上テレビが評価されている。その後は、地域性の高い情報を収集可能なインターネットの評価が高まっている。

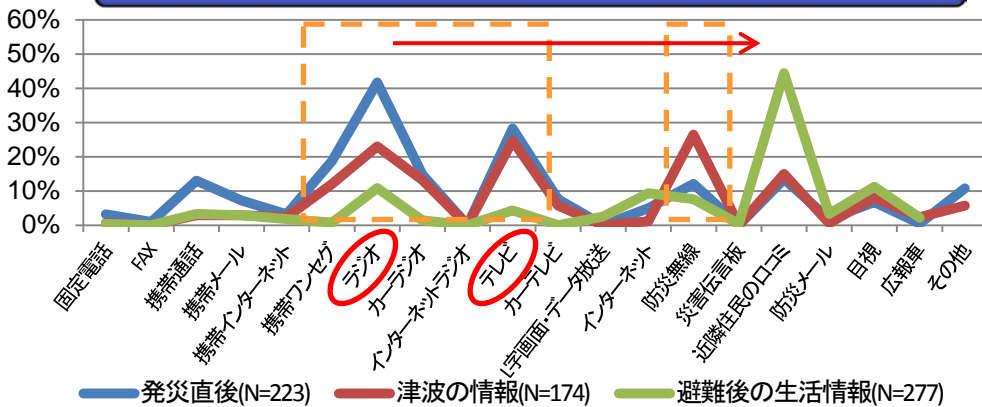
震災時利用メディアの評価



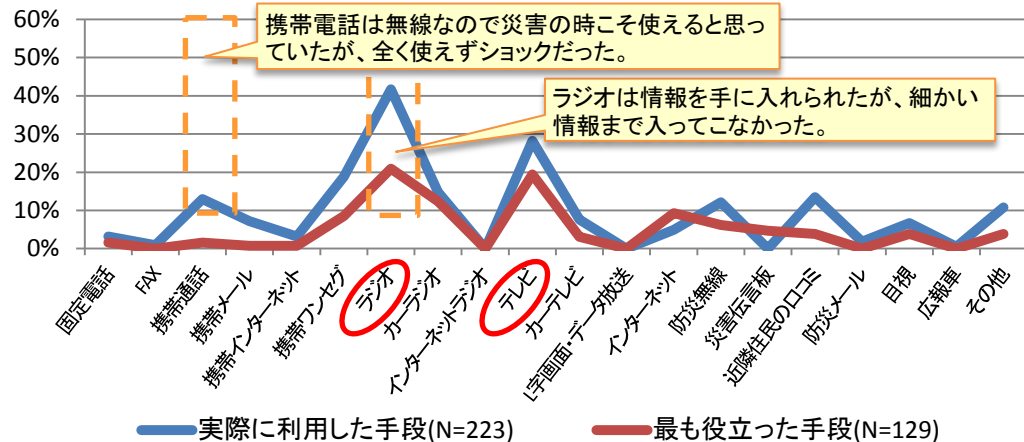
東日本大震災時の情報収集手段の変化 (インタビューコメント分析)

- 発災直後や津波情報の収集では、即時性の高い放送型ツールの利用率が高く、特にラジオとテレビは有用性が高い。一方、被災地でのインターネット利用は限定的であるが、先進ユーザの中ではTwitter等を活用して、震災後の生活情報収集の口コミに近い、即時性・地域性の高い情報収集を実現しており、ICTツールの活用の可否による情報格差が示唆される。
- また、発災直後の利用が高かったラジオでも4割強であり、複数の伝達経路による迅速な情報伝達の必要性が示唆される。

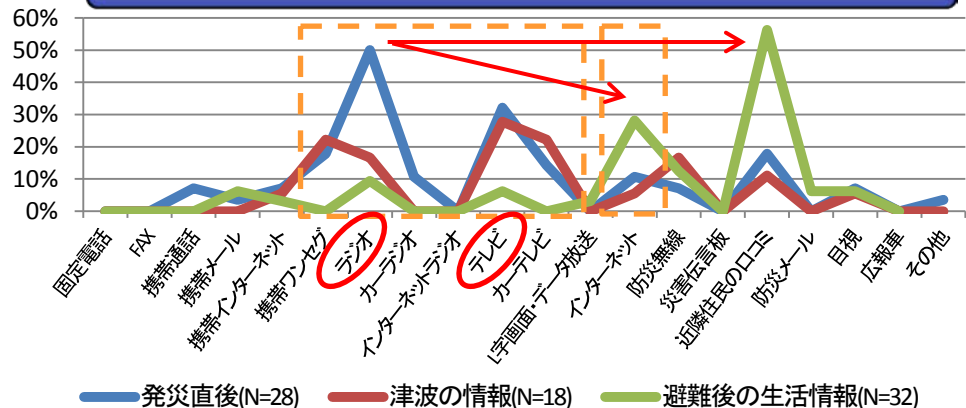
情報収集手段の変化



発災直後の情報収集手段と評価



インターネット先進ユーザ※の情報収集手段の変化



ラジオに関する被災者の声

- <発災直後>
- ・情報を得るためにカーラジオを聞きに行き、初めて大津波情報が発令しているのを聞いた。
 - ・
- <震災後>
- ・最も役立ったのはラジオという実感を得た。
 - ・携帯ラジオを借りて、地域FMで災害情報、炊き出し、支援物資の配給の場所を知った。

※先進ユーザ: ①フェイスシートにおいて、TwitterあるいはSNSを「よく利用する」と回答したユーザ、あるいは②インタビューにおいて震災直後から避難後の生活情報の収集においてTwitterあるいはSNSを利用したと回答したユーザと定義。

2. 放送ネットワークの強靱化関係

民間AMラジオ送信所の安全性

- ▶ 民間AMラジオの送信所は広大な敷地を必要とするため、概ね平野部に設置されている。
- ▶ 海や河川の近くに設置されている場合が多く、こうした送信所は、津波や洪水の被害を受けやすいと考えられる。

1. AMラジオ送信所の立地状況（民間ラジオの親局の例）

海岸からの距離 海拔	海岸沿い	海岸から約10km以内	それ以外	合計
海拔5m未満	4局	3局	4局	11局
海拔5m以上10m未満	6局	8局	2局	16局
海拔10m以上20m未満	0局	1局	4局	5局
海拔20m以上	0局	4局	11局	15局
合計	10局	16局(※)	21局(※)	47局

※:「海岸から約10km以内」及び「それ以外」の局であっても、37局中35局は河川の近くに立地。

2. 東日本大震災における被害状況

【東北放送仙台送信所(親局)】(宮城県)

<海拔2m 海岸から約2.4km>

- 当時の津波は約3m。
- 局舎を1mかさ上げして設置しており、放送設備は水浸しにならず無事。ただし、フェンス類等の周辺施設は倒壊。
- 津波では停波しなかったが、停電後に予備電源の燃料が尽きて停波。本社屋上の予備送信所により放送継続。

平成23年3月12日撮影



民間AMラジオ送信アンテナの問題

- AMラジオの送信所、特に送信アンテナは大規模であるため更新に多額の費用を要する。また、FMラジオと異なり中波放送では、送信アンテナの大きさが使用する周波数に影響を受けるため、他の事業者との共用が困難であり、1社当たりの負担が大きい。
- さらに、送信アンテナの工事には長期間を要すること等から別の場所に移転して整備する場合、広大な敷地を必要とするため、土地の確保が困難。
- 近年の厳しい経営環境下、送信アンテナの更新は民間AMラジオ事業者にとって大きな負担であり、運用が長期化している状況。

AMラジオ送信所外観（例）



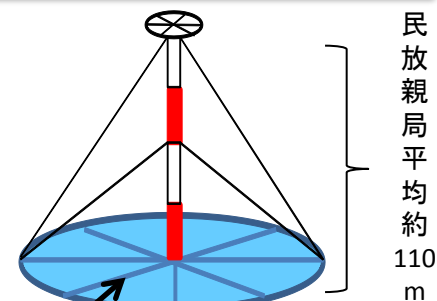
大出力送信所の例

（出力100kW、送信アンテナ高150m。右下の茶色の建物が局舎。）

AMラジオ送信所が大規模となる理由

- AMラジオが使用している中波は波長が長いため、電波を効率よく送信するために大規模な送信アンテナが必要となる。（民放全47社の親局送信所の平均地上高：約110m）
- AMラジオの送信所では、電波を効率よく放射するため、銅線を放射状に埋設している。このラジアルアースは、100m～150m程度の長さが必要となるため、広大な敷地が必要となる。
- 移転して整備した場合、関東広域局の親局の100kWクラスだと、約20億円を要するとの試算例あり（新規土地取得費、近隣対策費等を除く。）。

AMラジオ送信アンテナ（イメージ）



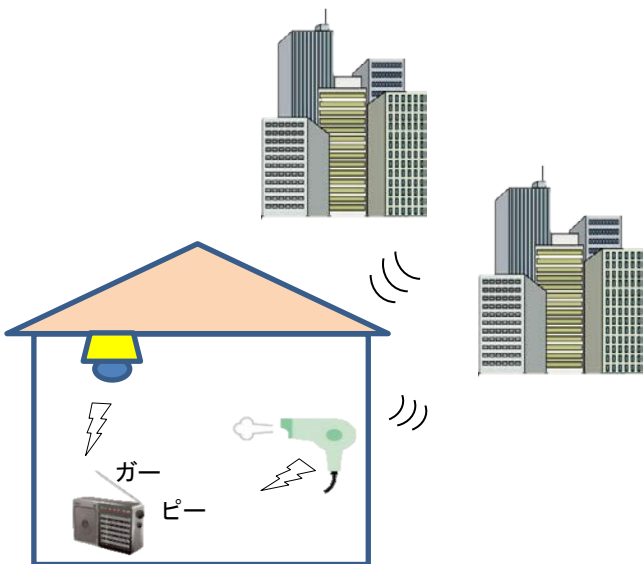
ラジアルアース（100m～150m程度）

ラジオ難聴について① (ラジオ難聴の現状)

- 電子機器等の普及や建造物の構造の変化(高層化・堅牢化)により、都市部においてラジオの難聴が生じている。また、山間部や離島等地理的・地形的な要因による難聴、外国波混信による難聴も依然として存在。
- 特に、AMラジオは、周波数及び伝送方式の特性から外国波による混信を受けやすい。

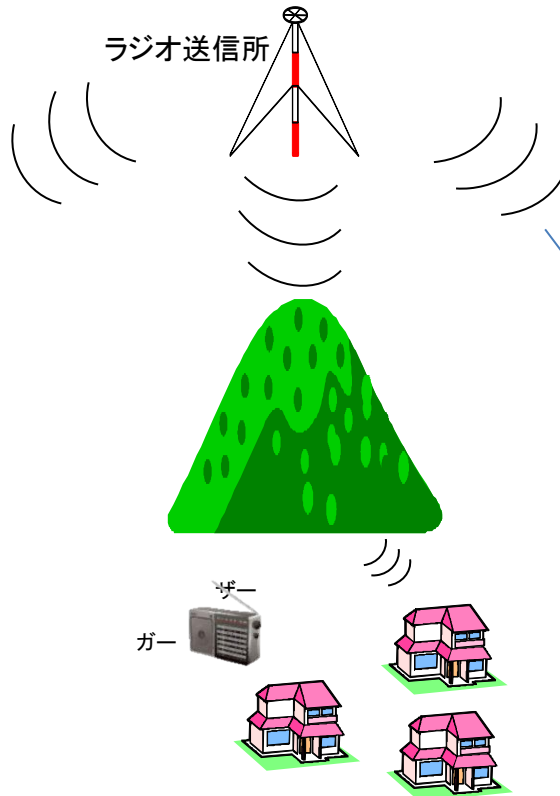
①都市型難聴

ビル等の建築物による遮蔽や、電波を透過しないコンクリート壁による電界低下。電子機器類からの電気雑音の影響により、良好な受信が困難となる。



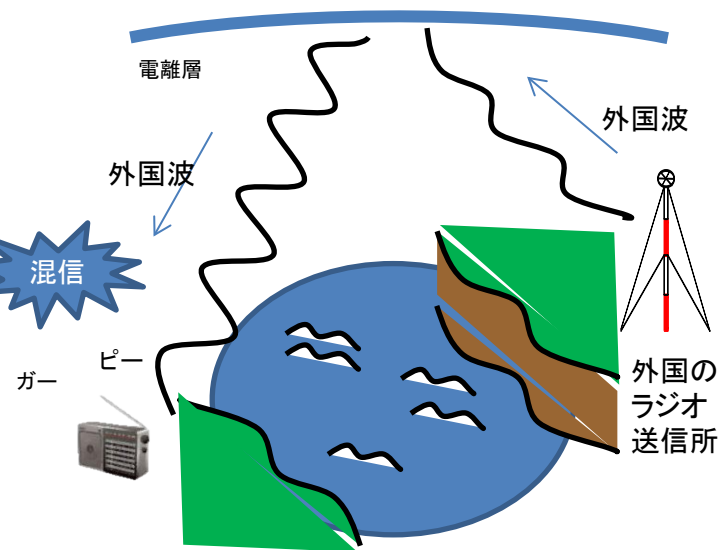
②地理的・地形的難聴

地表波が山岳等を超える際に減衰することで、受信に必要な電界強度が確保できず、良好な受信が困難となる。



③外国波混信による難聴

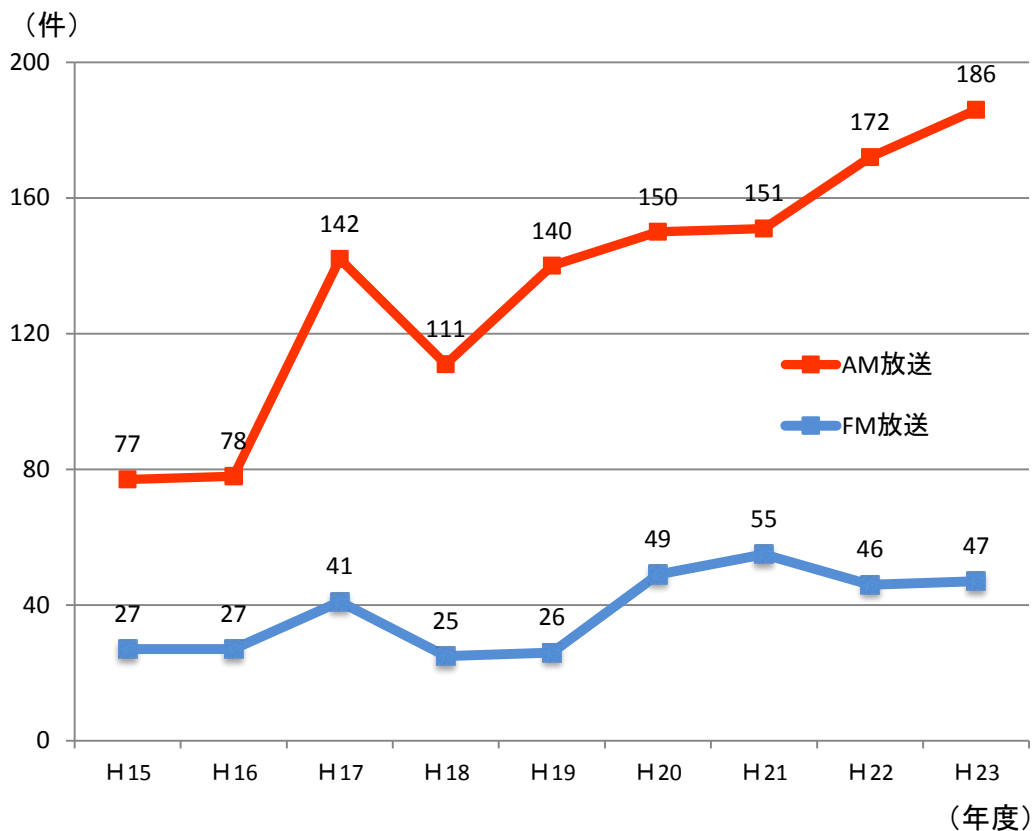
中波は、昼間は地表波で伝搬し、長距離伝搬しないが、夜間は電離層の反射波により長距離伝搬するため、外国波が到達することにより、混信が発生し、良好な受信が困難となる。



ラジオ難聴について② (ラジオの受信相談数推移 (関東総合通信局における受付実績))

- 近年ラジオの受信相談は増加傾向。特にAMラジオの受信相談が大きく増加。
- 受信相談の内容としては、AMラジオの場合、電気機器からの電気雑音による難聴や鉄筋の集合住宅内の難聴が多い。

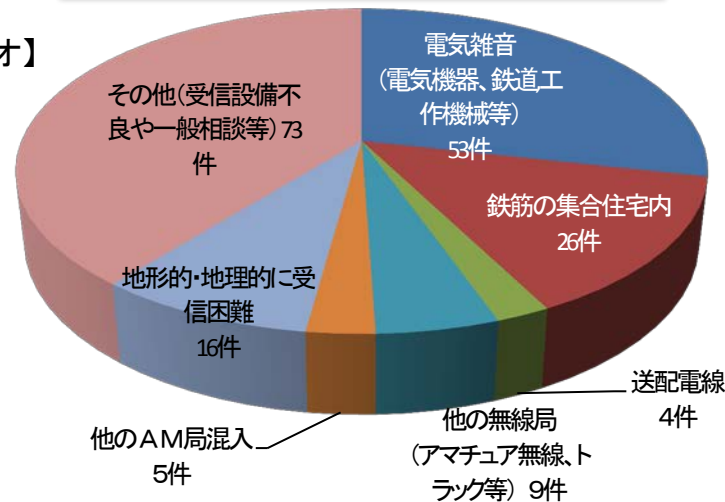
【年度別ラジオ受信相談件数 (H15年度～H23年度)】



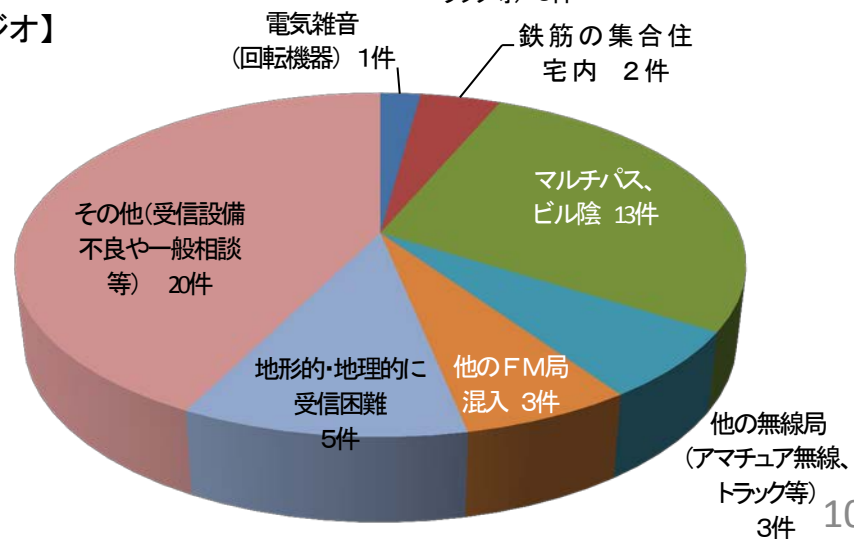
※関東総合通信局・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の1都7県を所管

【受信相談内容内訳 (H23年度)】

【AMラジオ】



【FMラジオ】



ラジオ難聴について③（都市型難聴における新たな事案例）

- 近年、LEDディスプレイ、光回線終端装置、液晶ディスプレイ、地デジチューナー、光電話用ルータといった新しい機器が原因のラジオの受信障害が生じている。

地方総合通信局等への相談事例

1. LEDディスプレイが原因のFMラジオの受信障害

パチンコ店に設置されていた屋外の大型LEDディスプレイから電気雑音が発生。LEDディスプレイの映像信号をコントロールする制御信号の漏えいによるものと推定。

2. 光回線終端装置が原因のAMラジオの受信障害

電柱の近くに設置されている光回線終端装置から不要電波が発射。電源ユニットの故障が原因。

3. 液晶ディスプレイが原因のAMラジオの受信障害

PCサーバー用液晶ディスプレイから不要電波が発射。停電のため液晶ディスプレイの電源を無停電電源装置を有する局舎の電源系統に接続したところ、商用電源を逆流し、電柱を伝わり外部に発射。

4. 地デジチューナーが原因のAMラジオの受信障害

民家に設置されていた簡易地デジチューナーのACアダプターから雑音が発生。ラジオと同じ電源を使用、ラジオの受信性能があまり良くない、ラジオの電波が弱い等の条件下において障害が発生し得ることをメーカーが確認。

5. 光電話用ルータが原因のAMラジオの受信障害

宅内の光電話用ルータの故障により障害が発生。総通局において、同一機種において同様の障害が潜在的に発生し得ることを確認。メーカーは取扱説明書に掲載して対応。

災害放送の高度化・迅速化の例①（緊急警報放送の実施）

- ▶ 津波情報等の迅速かつ確実な伝達のため、受信機を自動的に起動させる「緊急警報放送」を実施中。

防災4庁（国土庁、消防庁、気象庁及び警察庁）とNHK、民放連による申し合わせ（昭和60年5月21日）を踏まえ、

(1) 大規模地震の警戒宣言※1が発せられた場合

(※1 大規模地震対策特別措置法 第九条第一項)

(2) 津波警報※2が発せられた場合

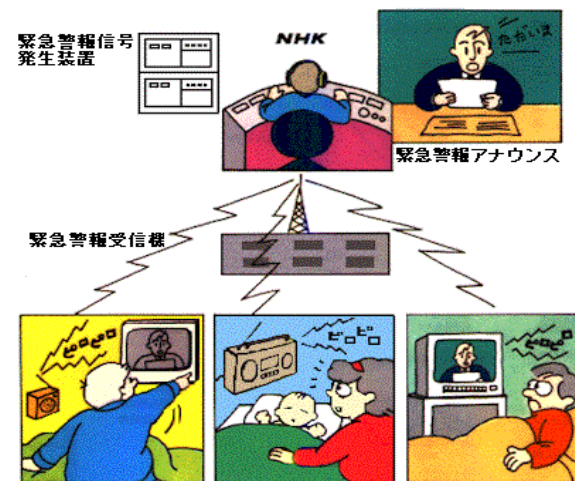
(※2 気象業務法 第十三条第一項)

(3) 自治体の長から避難指示等の放送の求め※3があった場合

(※3 災害対策基本法 第五十七条)

において、放送局から、注意喚起のための警報音とともに、待受け状態の受信機を自動的に起動させるための緊急警報信号を放送波によって送出し、この後に（1）から（3）の緊急警報の内容を放送するもの。

緊急警報システム



緊急警報放送開始時の画面例



- NHKでは、毎月1日（1月は4日）の正午前に、総合テレビ、AMラジオ第一及びFMで試験信号の放送を実施。

災害放送の高度化・迅速化の例②（緊急地震速報の高速化）

- 緊急地震速報の高速化を図るため、「緊急地震速報」の文字スーパーと音を先行して放送する仕組みを導入。
- NHKは全国で完全対応済み。民放においても順次導入が進んでいる。

改善手法の表示イメージ

従来の手法



チャラン
チャラン
時間

気象庁が緊急地震速報を発表



揺れ始め

約2秒後に表示

文字スーパーと音を先行して速やかにお知らせ

平成22年8月以降
(順次導入)



チャラン
チャラン
時間

文字スーパーを0.1秒～0.2秒後に表示

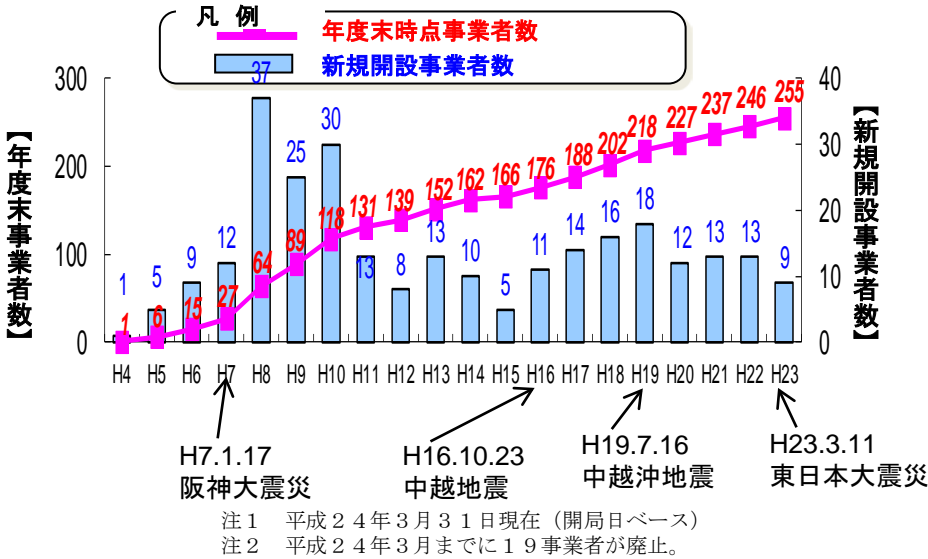
約2秒後に表示

揺れ始めが早くてもその前に速報

コミュニティ放送普及への課題

- コミュニティ放送は現在272局が開局しており、災害情報等の地域情報の充実に貢献。
- 一方、東京23区、大阪市をはじめ都市部では周波数の逼迫により新たな開局が困難な状況であり、コミュニティ放送のさらなる普及を図るためには、新たな周波数が必要。

1 コミュニティ放送局開局状況



2 周波数逼迫宣言

平成9年9月29日 関東電気通信監理局

「『東京23区及びその周辺』については、これから申請されても、当面、周波数が選定できない状況にある」旨報道発表。

平成10年4月9日 近畿電気通信監理局

「『大阪市及びその周辺（兵庫県南東部を含む）』については、これから申請されても、当面、周波数が選定できない状況にある」旨報道発表。

3 コミュニティ放送局開局ニーズ

【コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市区町村数】

地方	市区町村数 (A)	コミュニティ放送局がある市区町村数 (B)	割合(%) (B/A)	コミュニティ放送局の開局相談が寄せられた市区町村数 (C)	割合(%) (C/A)
北海道	188	26	13.8%	8	4.3%
東北地方 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	231	31	13.4%	14	6.1%
関東地方 (栃木、茨木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)	383	46	12.0%	44	11.5%
信越地方 (長野、新潟)	114	17	14.9%	6	5.3%
北陸地方 (富山、石川、福井)	51	13	25.5%	5	9.8%
東海地方 (静岡、愛知、岐阜、三重)	183	26	14.2%	8	4.4%
近畿地方 (滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫)	245	36	14.7%	20	8.2%
中国地方 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)	117	21	17.9%	5	4.3%
四国地方 (徳島、香川、愛媛、高知)	95	6	6.3%	10	10.5%
九州地方 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	249	24	13.7%	15	6.0%
沖縄県	41	16	39.0%	3	7.3%
合計	1,897	272	14.3%	138	7.3%

(注1) 「市区町村数」については、特別区、政令指定都市の区は1としてカウント。

(注2) 総務省調べ。平成19年度～平成24年度の5年間で各総合通信局に開局相談が寄せられた市区町村数

(注3) コミュニティ放送局は、平成25年4月1日現在の数。

東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況

- 東日本大震災に際しては、被災住民への災害情報・避難情報等の提供手段として、自治体が臨時災害放送局を開設。早いところでは震災当日に開設し、給水、炊き出し等の救援情報等を提供し、被害の軽減、被災者の生活安定に寄与。
- 震災後約1ヶ月以内には、津波による被害を受けた沿岸市町等の21市町で開局。その後も開局が続き、合計28市町が開局。現在は19市町が運用中。

臨時災害放送局とは

- 平成7年1月の阪神淡路大震災の際、兵庫県からの要望を受け、同年2月14日付けで「兵庫県臨時災害FM局」の免許を交付。
- これに併せ、放送法施行規則の一部改正により、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つ」ことを目的とする臨時かつ一時の目的のための放送として、制度的位置付けがなされたもの。
- 口頭での免許申請、口頭での免許伝達により、即時の放送開始が可能（臨機の措置。事後的に申請書類を受け付け、免許状を交付。）。

【コミュニティFM放送との主な違い】

	臨時災害放送局	コミュニティFM放送
空中線電力	必要に応じ最小限	原則20Wまで
免許主体	地方公共団体	民間法人(株式会社等)
免許の期間	必要な期間(被災者の日常生活が安定するまで)。再免許可能。	5年間。再免許可能。

東日本大震災に係る開設状況

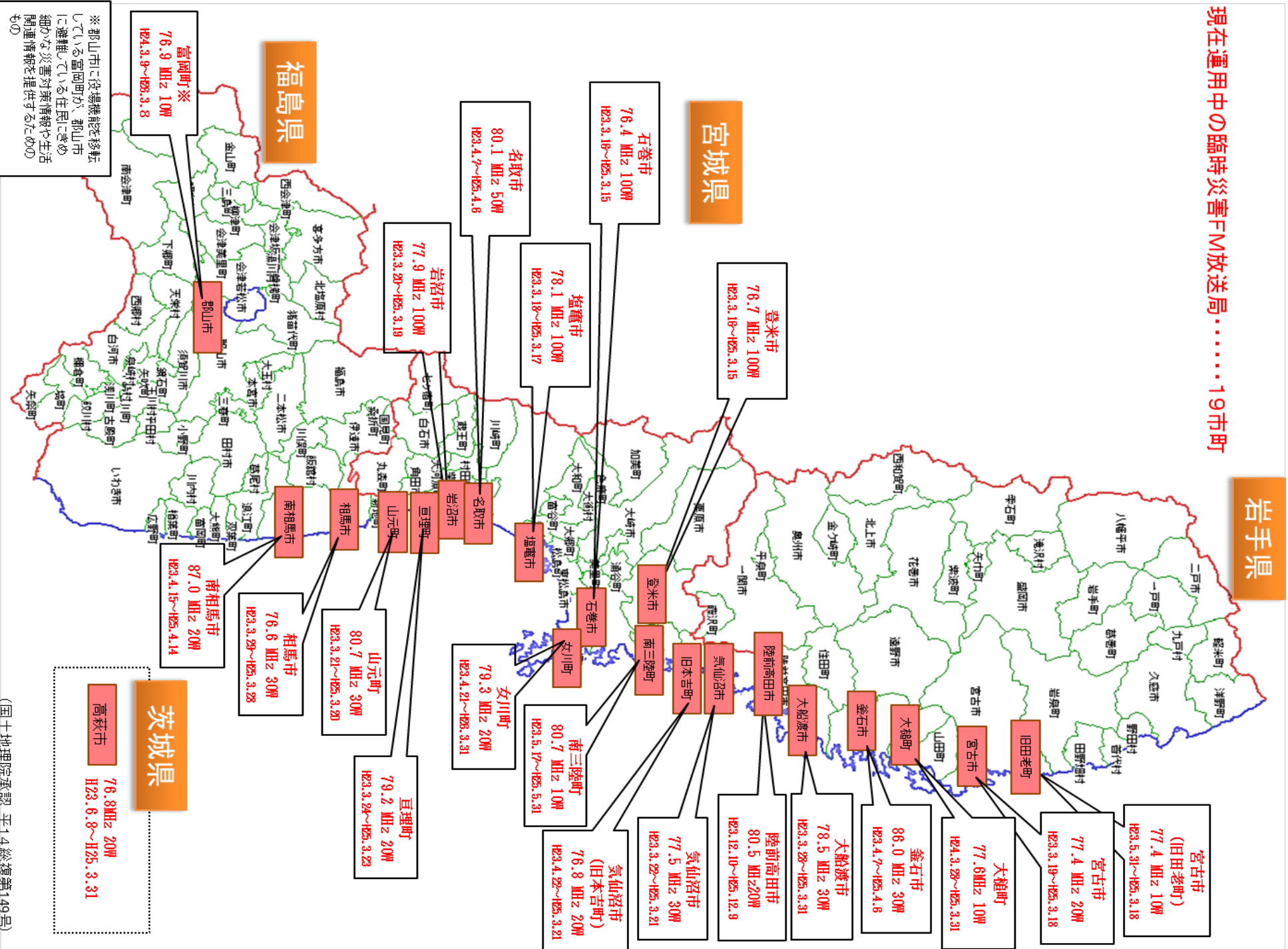
	運用中	廃止	合計
岩手県	5市町	2市	7市町
宮城県	10市町	1市	11市町
福島県	3市町	3市	6市町
茨城県	1市	3市	4市
合計	19市町	9市	28市町

※ 平成25年2月5日現在。

東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況

(平成25年2月5日現在で運用中の局のみ記載)

現在運用中の臨時災害FM放送局……………19市町



(国土地理院承認 平14総標第149号)

3. 経営基盤の強靱化関係

民間ラジオの経営状況①（地上系放送事業者の収支状況（H23年度））

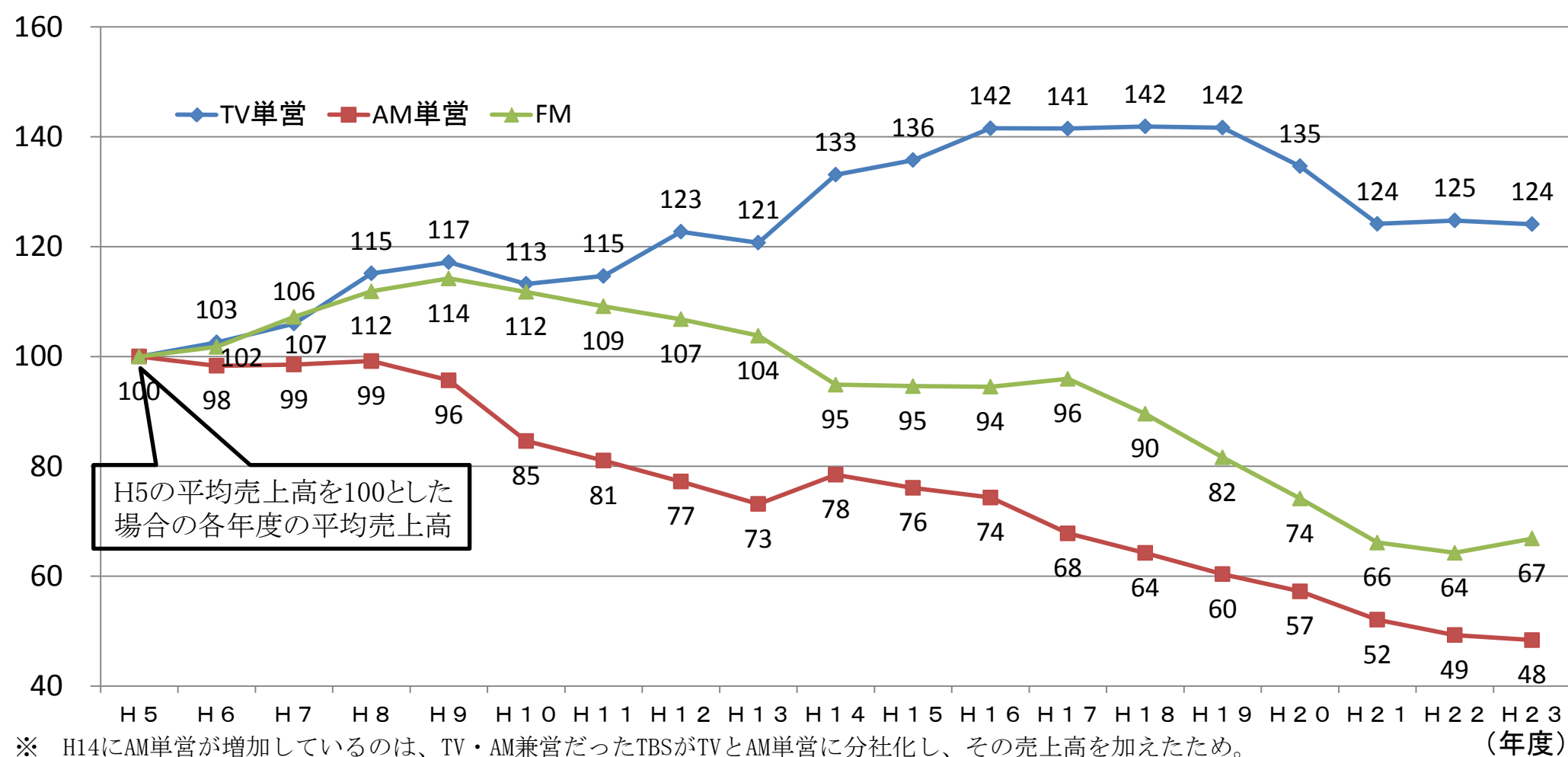
- 1社平均の売上高は、TV単営が約190億円で最も多く、TV・AM兼営はその約1/2、AM単営は約1/5、短波は約1/12、FMは約1/17。
- 広告・広告外収入の比率は、1社平均で、TV・AM兼営10:1、TV単営、FM5:1、AM単営及び短波3:1となっており、広告外収入の割合はAM単営及び短波が最も高い。
- 1社平均の当期利益は、TV単営が6.3億円で、TV・AM兼営はその約1/4、短波やFMはそれぞれ約1/30、1/60。AM単営については赤字であり、経営がより厳しい。

（億円）

H23年度		売上高			営業費用	営業利益	経常利益	当期利益
			広告収入	広告外収入				
TV単営	93社合計	17,678.6	14,857.8	2,820.8	16,625.8	1,052.8	1,203.0	588.1
	1社平均	190.1	159.8	30.3	178.8	11.3	12.9	6.3
TV・AM兼営	34社合計	3,578.5	3,264.0	317.0	3,433.6	144.9	179.1	59.7
	1社平均	105.2	96.0	9.3	101.0	4.3	5.3	1.8
AM単営	13社合計	510.5	359.0	167.0	510.3	0.2	4.7	-9.2
	1社平均	39.3	25.6	11.9	39.3	0.01	0.4	-0.7
短波	1社	16.0	(AM単営に合算)	(AM単営に合算)	16.2	-0.2	-0.1	0.2
FM	52社合計	598.9	487.0	112.0	580.2	18.8	24.0	3.4
	1社平均	11.5	9.4	2.2	11.2	0.4	0.5	0.1
合計	193社合計	22,382.4	18,967.8	3,416.8	21,166.1	1,216.4	1,410.7	642.2
	1社平均	116.0	98.3	17.7	109.7	6.3	7.3	3.3

民間ラジオの経営状況②（一社当たりの売上高の推移）

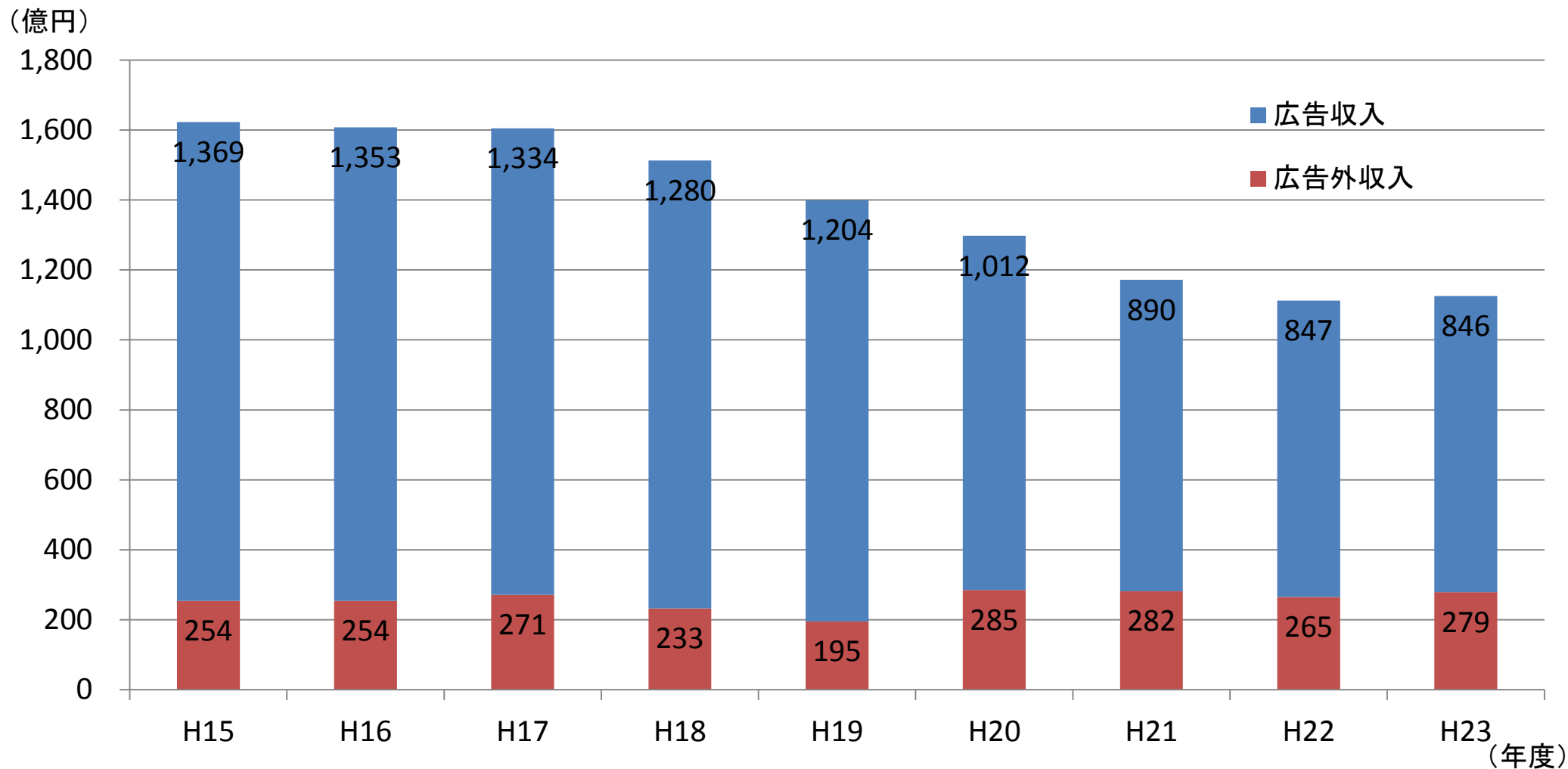
- TV単営の売上高はリーマンショック（H20年度）以降減少に転じたもののここ数年は横ばい。
- AM単営はH6年度から、FMはH10年度から減少傾向であり、H23年度には、AM単営はH5年度の約5割の、FMでも約7割の規模まで減少。



※ H14にAM単営が増加しているのは、TV・AM兼営だったTBSがTVとAM単営に分社化し、その売上高を加えたため。

民間ラジオの経営状況③（民間ラジオ事業者の売上高の内訳推移）

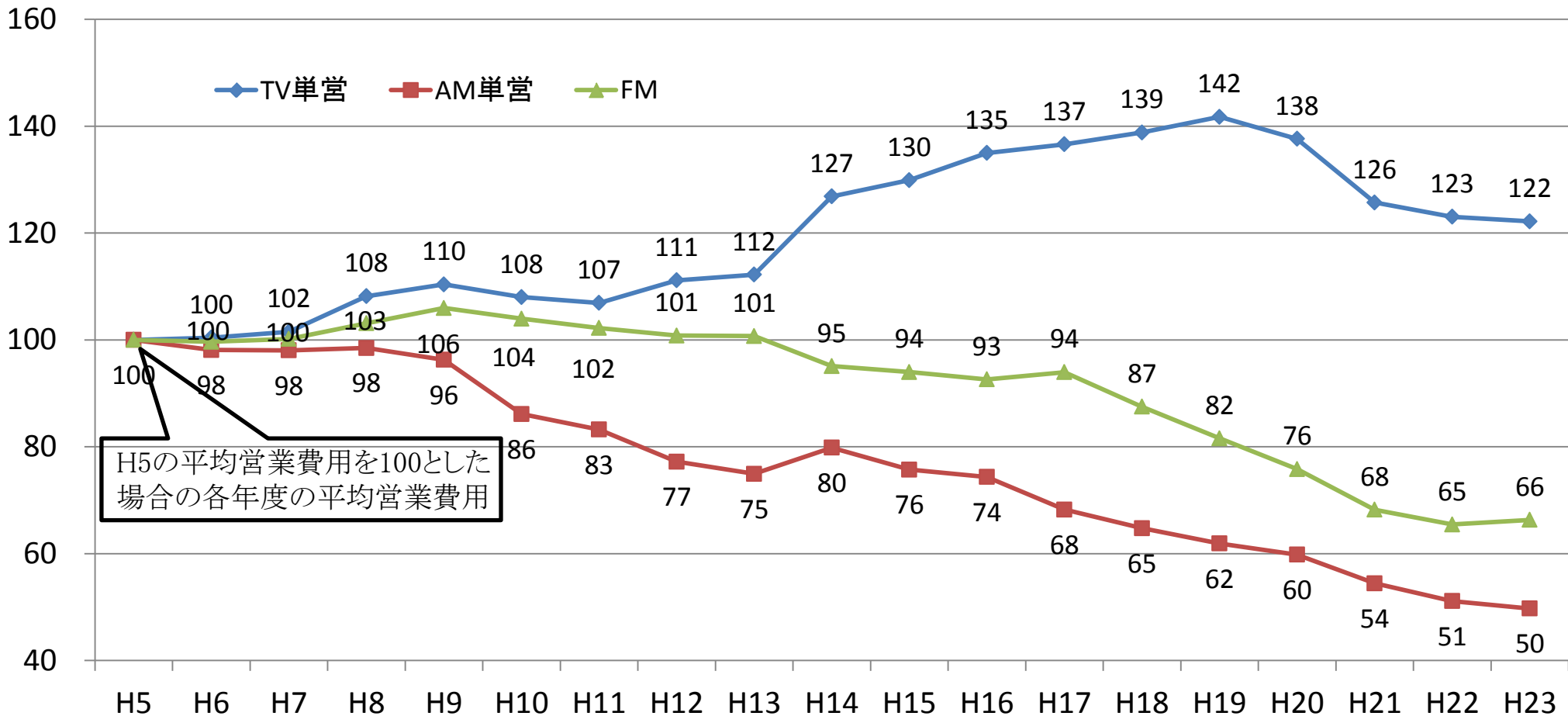
➤ ラジオ事業者の広告収入は右肩下がり。番組販売、イベント等による広告外収入もここ数年横ばいであり、収入の減少に歯止めがかからない状況。



※ ラジオ事業者は、AM単営及び短波14社(H15・16は13社)、FM:52社(H15～21は53社)。

民間ラジオの経営状況④（一社当たりの営業費用の推移）

- TV単営の営業費用はリーマンショック（H20年度）以降減少に転じたもののここ数年は横ばい。
- AM単営はH6年度から、FMはH10年度から減少傾向であり、H23年度には、AM単営はH5年度の約5割の、FMでも約7割の規模まで減少。

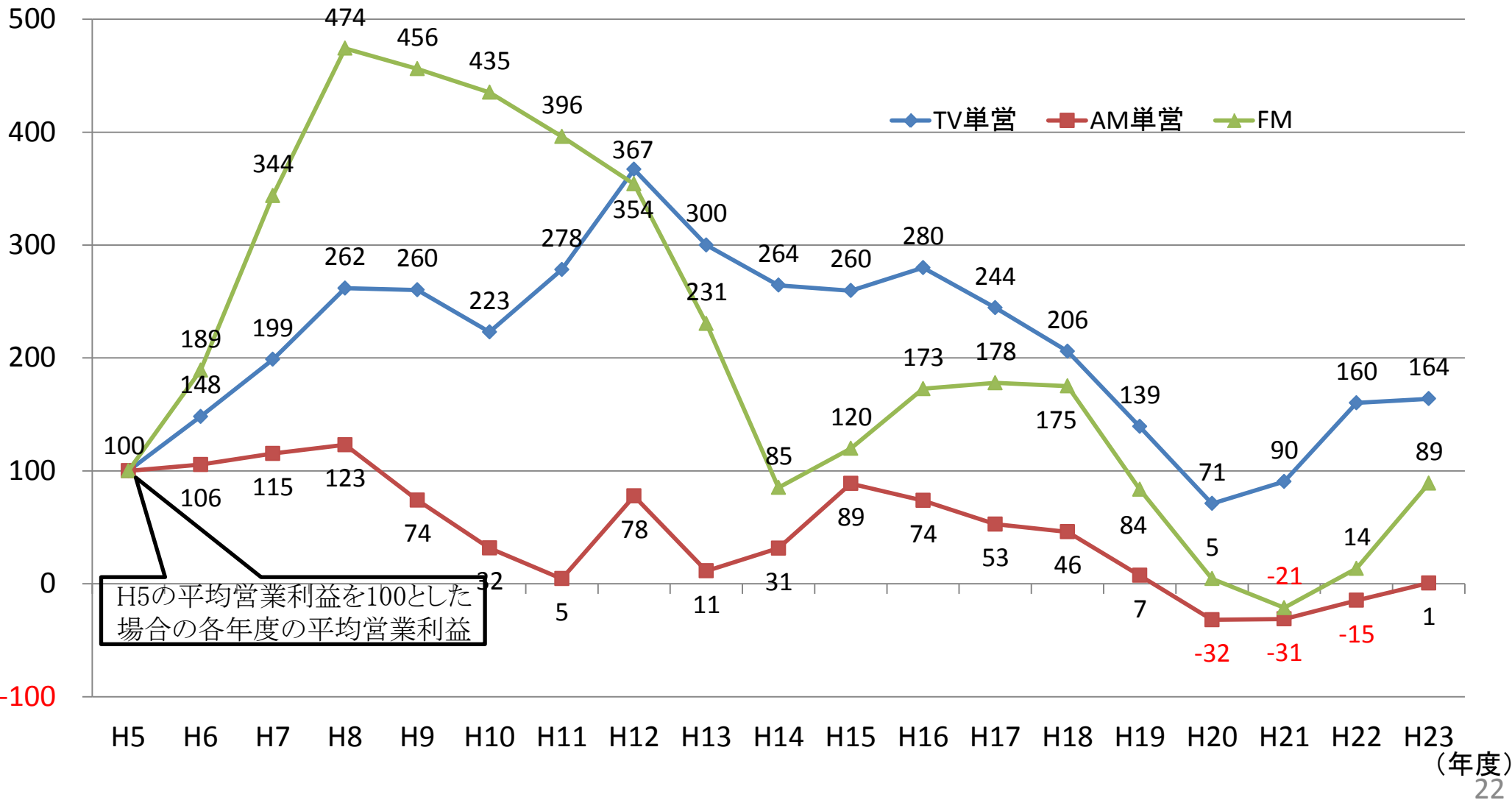


H5の平均営業費用を100とした
場合の各年度の平均営業費用

※ H14年度にAM単営が増加しているのは、TV・AM兼営だったTBSがTVとAM単営に分社化し、その営業費用を加えたため。

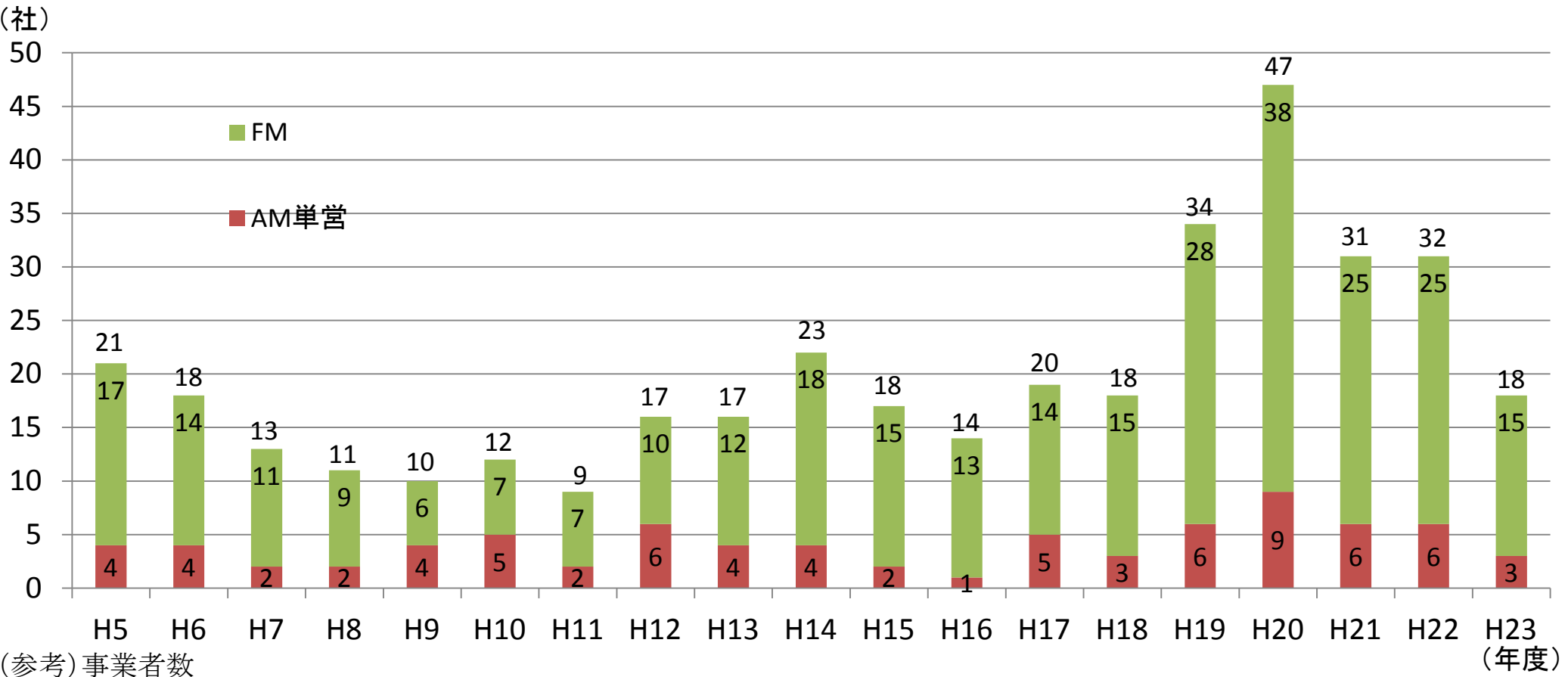
民間ラジオの経営状況⑤（一社当たりの営業利益の推移）

➤ 3分類ともH20年度（リーマンショック）頃まで減少傾向で、その後やや回復したが、H23年度においてもピーク時には遠く及ばず、AM単営及びFMはH5年度の水準にも戻っていない。



民間ラジオの経営状況⑥（民間ラジオ事業者の赤字社の推移）

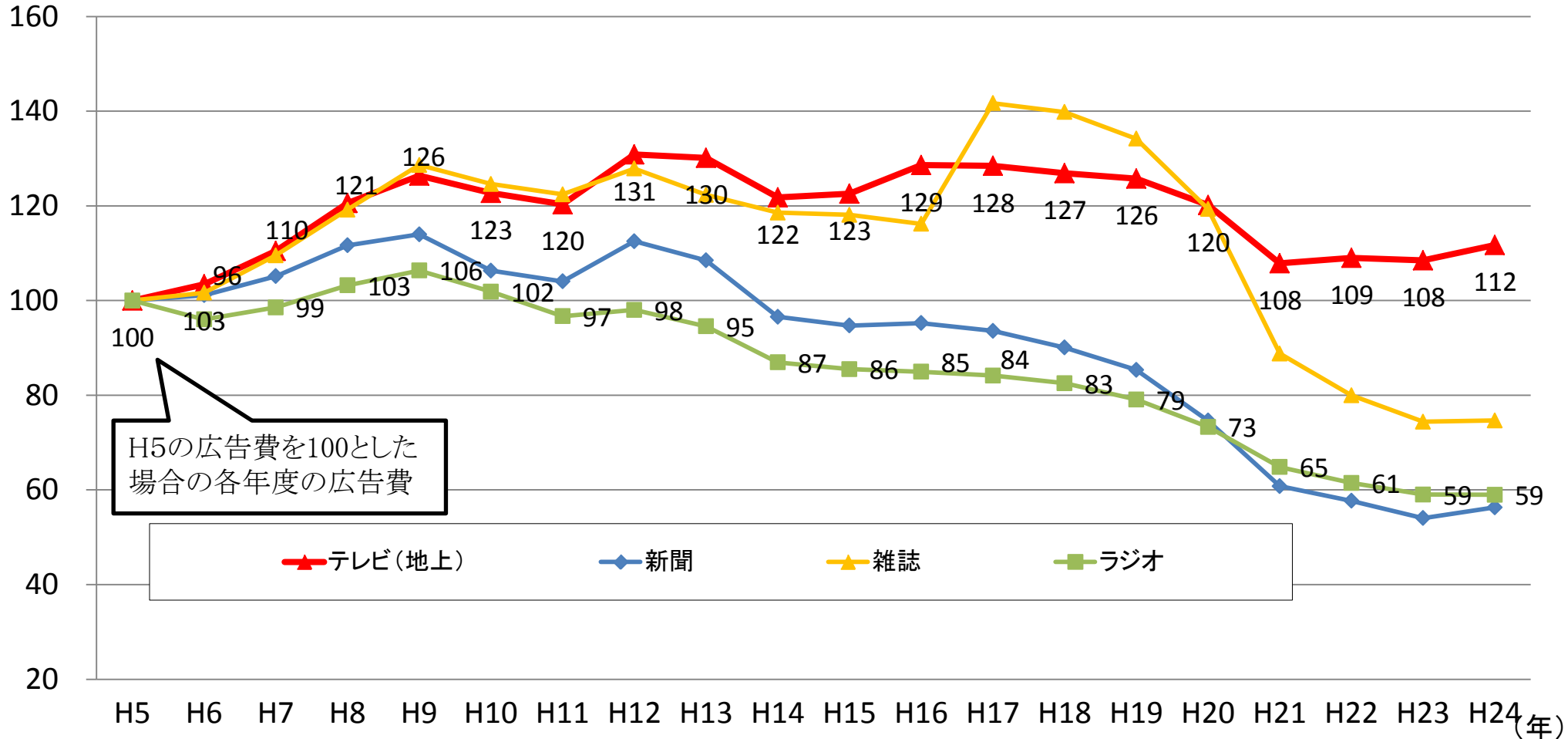
➤ 赤字（当期損失ベース）の社数は、景気の影響等により増減を繰り返しているが、全体として増加傾向。



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
合計	54	55	57	59	60	61	61	63	64	65	65	65	66	66	66	66	66	65	65
FM	43	44	46	48	49	50	50	52	53	53	53	53	53	53	53	53	53	52	52
AM単営	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13

民間ラジオの経営状況⑦（広告費の推移）

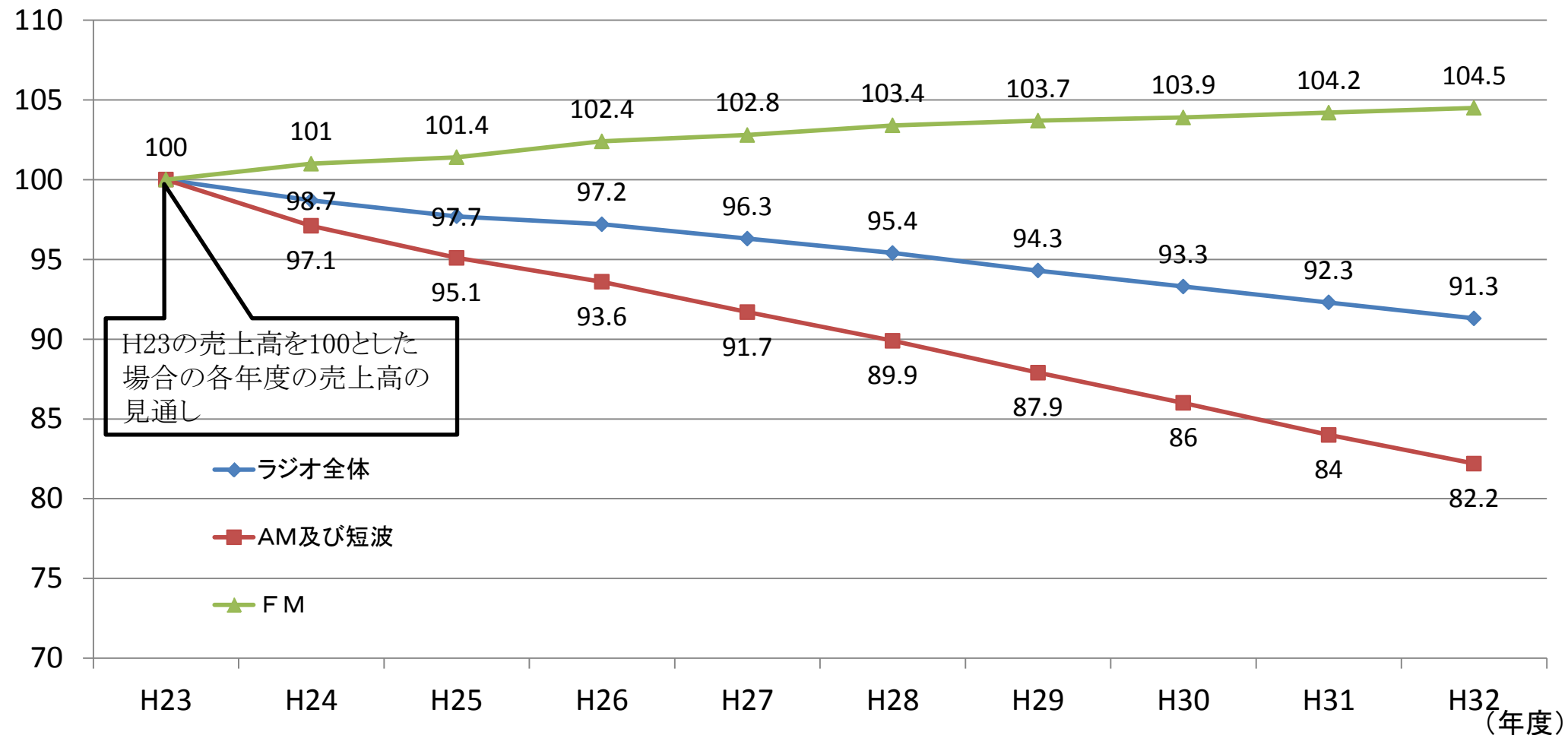
➤ テレビ（地上）の広告費は、リーマンショック（H20年）の影響によりH21年に大きく減少したが、その後は横ばいである一方、ラジオの広告費はH10年から右肩下がり。



注 平成19年に平成17年まで遡って推定範囲の改訂を行っており、「雑誌」については、平成16年、平成17年は厳密には連続しない。

民間ラジオの経営状況⑧ (民間ラジオ事業者の売上高の今後の見通し)

➤ AM及び短波はH32年度まで年平均約1.8%減、FMは年平均約0.5%増となり、ラジオ全体では、年平均約0.9%減になる見込み。(日本民間放送連盟研究所予測)



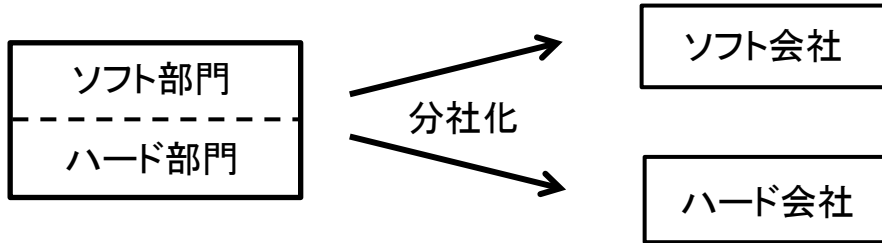
H23の売上高を100とした
場合の各年度の売上高の
見通し

◆ ラジオ全体
■ AM及び短波
▲ FM

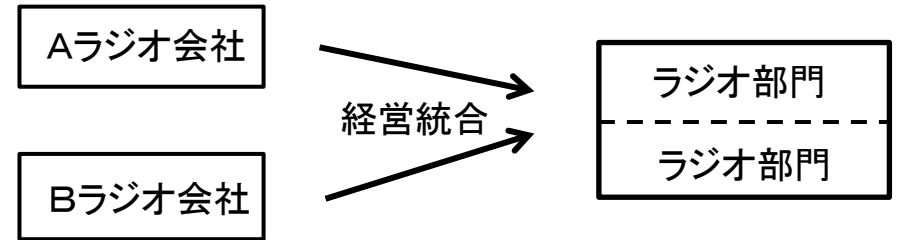
※ H24以降の売上高の伸び率は、『経営四季報2012冬号』(日本民間放送連盟研究所)の営業収入伸び率予測による。

最近のラジオに関する事業再編の例

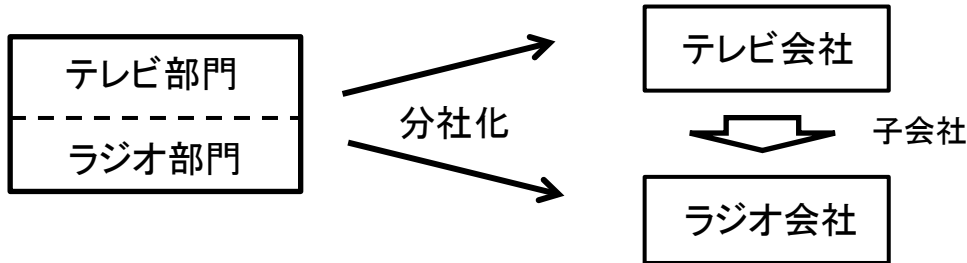
○ハード・ソフト分離 (例: 茨城放送)



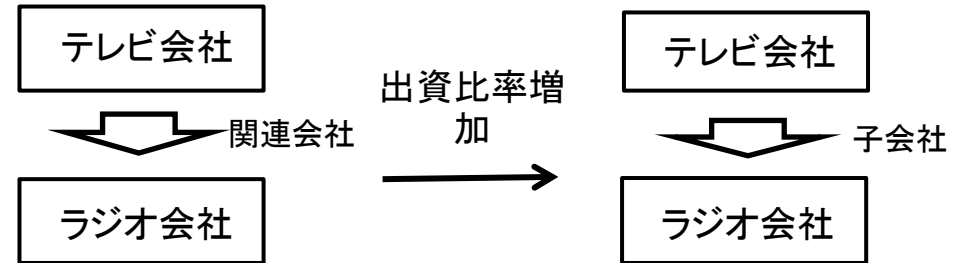
○1局2波 (例: FM802)



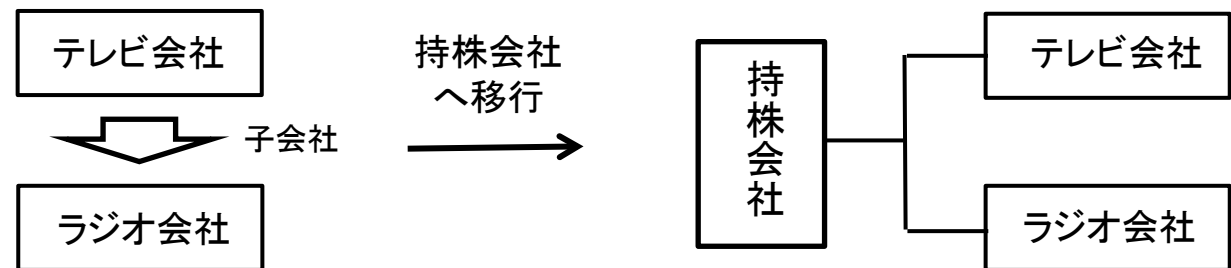
○ラジオ部門の分社化 (例: TBSラジオ)



○テレビ事業者による子会社化 (例: 栃木放送)



○認定放送持株会社制度の活用 (例: TBSラジオ)



産活法（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法）について①（概要）

1 制度の概要

- 産活法は、生産性向上に向けた再編、設備投資など、我が国の企業の前向きな取組を支援するため措置された制度。
 - 事業者が事業計画（事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画等）を作成し、主務大臣の認定を受けることにより、税制、金融、会社法の特例等の優遇措置※を受けることが可能。
- ※ <優遇措置の具体例> ・登録免許税の軽減 ・計画の実施に必要な資金の融資 ・完全子会社化手続に関する特例（株主総会の開催不要）
- このうち、事業再構築計画は、最も使用される産活法の計画パターンであり、主にグループ内の再編を行って、企業全体の生産性の向上を図ることを内容とするもの。

2 事業再構築計画の認定の基準

- 生産性の向上…①②③のいずれか
 - ①自己資本当期純利益率 $\geq 2\%$ ポイント、②有形固定資産回転率 $\geq 5\%$ 、③従業員1人当たり付加価値額 $\geq 6\%$
- 財務の健全性…経常収入 \geq 経常支出、有利子負債／キャッシュフロー ≤ 10 倍
- 雇用への配慮…計画についての労使間の十分な話し合い、従業員数の推移の記載、出向・転籍・解雇の内訳の記載
- 事業の構造の変更…①②のいずれか
 - ①合併、分割等による中核事業の能率の向上等、②施設の撤去、設備の廃棄等による事業の縮小又は廃止
- 事業革新（登録免許税の軽減に必要）…①②③のいずれか
 - ①新商品・新サービス \geq 売上の1%、②製造原価又は販売費 $\leq 95\%$ 、③売上伸び率 \geq 業界平均の売上伸び率+5%

3 事業再構築計画の過去の放送関係の認定例

H17.6.10 (株)フジテレビジョン、(株)ニッポン放送

H19.3.23 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、ジェイサット(株)

9.25 (株)シー・ティー・ワイ、上越ケーブルビジョン(株)、(株)エヌ・シー・ティ

H22. 9.8 (株)テレビ東京、(株)BSジャパン、テレビ東京ブロードバンド(株)

H24.9.12 日本テレビ放送網(株)、(株)BS日本、(株)シーエス日本

産活法について②（産活法の事業分野別指針について）

- 産活法においては、生産性の向上が特に必要な事業分野等について、認定の基準となる「事業分野別指針」を定めることが可能。

1 事業再構築計画の認定スキーム

- ① 経済産業大臣及び財務大臣が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する「基本指針」を策定。
- ② 主務大臣が、生産性の向上が特に必要な分野等について「事業分野別指針」を策定。
(経済産業大臣その他関係行政機関の長との協議が必要)
- ③ 事業者から「事業再構築計画」の認定申請があった場合、主務大臣は「基本指針」及び「事業分野別指針」に照らして適切なものであることを審査。

2 「事業分野別指針」を定めることができる事業分野

- ① 過剰供給構造にある事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの
- ② 次に掲げる事業分野であってその特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適当と認められるもの
 - a. 生産性の向上が特に必要な事業分野
 - b. 我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野
 - c. 新需要の開拓が特に必要な事業分野

※ 現在、建設業(国交省)、小売業(厚労省、農水省、経産省)、ゲームソフトウェア業、情報サービス業、研究開発サービス業(総務省、厚労省、農水省、経産省)、プラントエンジニアリング業、商社業、自動車(新車)販売業、プラントメンテナンス業、造船業(国交省)、鉄鋼産業の計11分野において定められている。(省名未記載は全て経産省単独。)

4. 自治体との連携強化関係

民間ラジオによる自治体情報の提供

- 各自治体においては、住民に対する情報提供ツールの一つとして、民間県域ラジオを活用。都道府県だけではなく市町村においても県内全体に対するPRに活用している事例あり。
- 中継局から特定の自治体の情報番組を放送することにより、きめ細かな情報提供を実現している事例もあり。

(1) 市町村による県域ラジオの活用

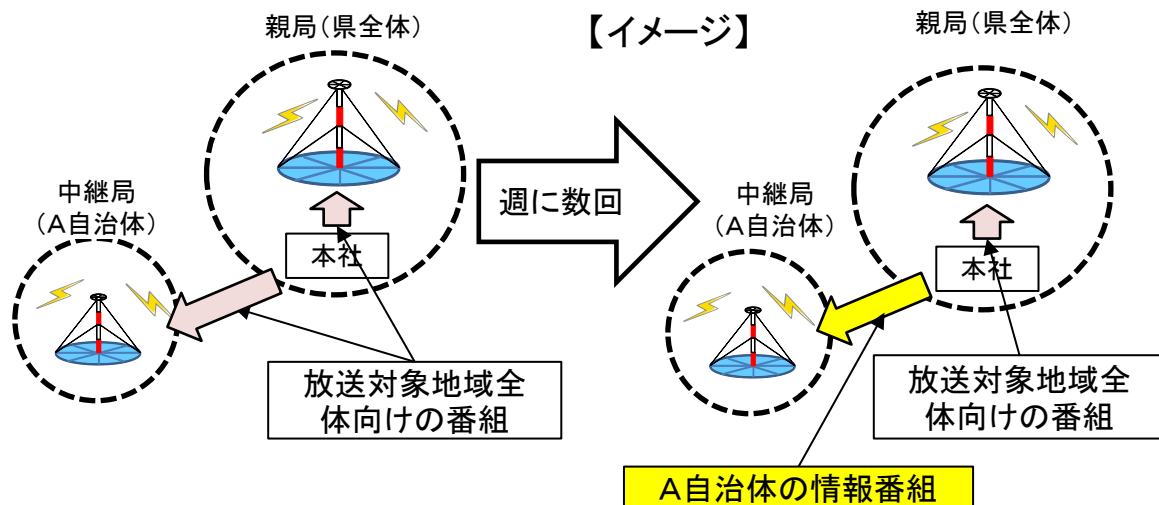
都道府県だけではなく市町村も県域ラジオを情報提供ツールとして有償で活用している事例あり。市政情報や観光情報を、当該市町村内だけではなく県内全体に対してPR。

【栃木放送（AM・栃木県）の例】

- 栃木県・栃木県警の情報番組：21本(105分)／週
- 市町村(※)の情報番組：7本(80分)／週
※宇都宮市、足利市、佐野市、那須烏山市、鹿沼市
- 自治体の情報番組合計：28本(185分)／週

(2) 中継局からの自治体番組の放送

中継局から、親局と同じ番組だけではなく、週に数回、中継局のカバーエリア内にある特定の自治体の情報番組を放送している事例あり。地域住民に対するきめ細かな情報提供を実現。



○ 中継局から特定の自治体情報を放送している事例

【長崎放送（AM・長崎県及び佐賀県）】

長崎放送の放送対象地域は長崎県及び佐賀県。佐賀放送局から、一週間のうち約35時間が親局と異なる番組を放送しており、そのうち約2時間30分は佐賀県庁や市町の情報番組を放送。

- ※ その他、過去に自治体情報を提供していた事例は複数あり。
- ※ 自治体情報ではないが、中継局から親局とは異なる番組を放送している事例はあり(ex. 和歌山放送(AM)、京都放送(AM))。

ラジオ難聴対策への自治体の協力

- 平成4年度から平成17年度までの間、AMラジオ中継局整備に対して国庫補助を適用。これを活用して自治体が中継局整備への協力を行った事例あり。
- 中継局の設置によりラジオ難聴の解消が図られ、災害情報等の地域情報の提供手段が確保された。

(1) 民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業

① 制度概要

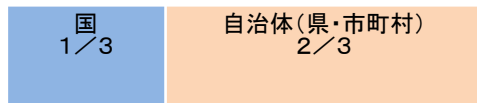
民放中波ラジオが良好に受信できない地域において、その解消を図るための中継施設を整備する事業に対して、所要経費の一部を国が補助。

② 実施期間

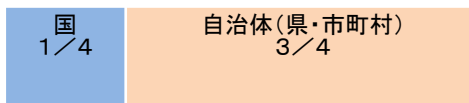
平成4年度から平成17年度まで

③ 補助率(平成17年時のスキーム)

・過疎地等の場合



・過疎地等以外の場合



④ 事業実績

市町村の協力により、30中継局が整備。

年度	中継局数
H4年度	8局
H5年度	5局
H6年度	1局
H7年度	3局
H8年度	2局

年度	中継局数
H9年度	7局
H10年度	1局
H11年度	1局
H12年度	1局
H13年度	1局
合計	30局

※ 実施案件は全てAM中継局。

※ H14年度～H17年度は実施案件なし。

(2) 自治体の協力事例

【北海道放送及びSTVラジオ（AM・北海道）の例】

- 関係する自治体が事業主体となり、平成6年度には「遠軽中継局」を平成10年度には「遠別中継局」を国庫補助を活用して整備。
- その後の維持費も関係自治体が負担。

【南日本放送（AM・鹿児島県）の例】

- 平成8年度に名瀬市(現:奄美市)が事業主体となり「名瀬中継局」を国庫補助を活用して整備。

【大分放送（AM・大分県）の例】

- 平成4年度に公益法人が国庫補助を活用して整備した「佐伯中継局」について、佐伯市が固定資産税の免除を実施。

災害時におけるコミュニティ放送、臨時災害放送の活用

- 災害時の情報提供手段として自治体がコミュニティ放送や臨時災害放送を活用している事例が多数あり。
- コミュニティ放送においては、災害放送に関する協定等を締結し、費用負担の取り決めや自治体等による緊急割込装置の運用を行うなど、災害時における確実な情報提供の確保を図っている事例が多数あり。
- 新規に開設した臨時災害放送局においては、場所の確保、機材の確保、人材や経費の確保等に期間を要した。ノウハウの不足、機材の不足等が課題。

(1) コミュニティ放送における確実な災害放送の確保

- 災害対策基本法に基づく「自治体からの求めによる放送」に関し、自治体とコミュニティ放送の間で協定等を締結している事例が多数あり。
- さらに、費用負担を取り決めたり、自治体等による緊急割込装置の運用を行うなど、災害時における確実な情報提供を図っている事例が多数あり。

【コミュニティ放送における協定等締結状況】

災害放送の協定等の締結あり: 220社 / 262社

うち、費用負担の取り決めあり: 167社

(うち、自治体の費用負担を明記17社)

うち、自治体等による緊急割込装置の運用あり: 146社

<H24. 10月現在 総務省調べ>

(2) 臨時災害放送局の早期開設

- 東日本大震災に際しては、住民への災害情報等の提供手段として計28市町が臨時災害放送局を開局した。コミュニティ放送から移行した局は比較的早期に開設できたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があつたものの、スタジオや送信所の場所確保、機器の確保、人材や経費の確保のため、開設までに比較的期間を要した。
- 早期開設に向けて、ノウハウの不足や機材の不足等が課題。

【東日本大震災における臨時災害放送局の開設時期】

	3日以内	1週間以内	20日以内	それ以降	合計
コミュニティ放送から移行した局	4市	3市	1市	1市	9市
新規に開設した局	0市町	2市	7市町	10市町	19市町

場所、機材、人材、経費等の確保が必要

- ノウハウの不足
 - 機材の不足 等
- 課題